

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間及び取扱変更について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号（以下、SN4号（コロナ）という。）の「指定期間」及び「取扱」が以下のとおり変更となりますので、お知らせします。

指定期間	令和5年12月31日まで延長（予定）
取扱変更	・令和5年10月1日以降の認定申請分から、SN4号（コロナ）に係る保証について、資金用途を「借換資金」に限定

本制度の取扱変更に伴う、「認定申請時期」と「保証協会への申込受付時期」の関係性は以下のとおりです。

〔令和5年10月以降の取扱〕

	認定申請日※1	協会受付日※2	対象資金
①	～令和5年9月末	～令和5年10月末	限定なし （従前どおり）
②	令和5年10月以降	～令和5年10月末	借換資金 （新規融資資金のみは不可）
③	～令和5年9月末	令和5年11月以降	借換資金 （新規融資資金のみは不可）
④	令和5年10月以降	令和5年11月以降	借換資金 （新規融資資金のみは不可）

※1 認定申請書の右上に記載される年月日

※2 当協会にて保証申込を受付処理した日

借換を伴わない新規借入を検討される場合、上記表①期間内でのご対応が必要となるため、早めの相談・申込をいただけますようご協力をお願いします。

また、認定書の有効期間は認定日から30日となります。保証協会へ申込をされる際、認定書の有効期間のご確認もお願いします。